



MFJ ロードレースレーシングスーツ公認に関する規則

平成元年（1989）11月16日制定
令和4年（2022）2月22日改定

第1条 目的

1. 本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）がロードレース競技用のレーシングスーツの品質の向上を図り、競技の安全に寄与することを目的とし、国際モーターサイクリズム連盟（以下「FIM」という）に準拠して規定するものである。
2. 本規則において「公認」とは、申請者から提出されたサンプルと同等の品質とし、本規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

第2条 公認規格の改定

2017年を起点とし、5年ごと公認規則を改定する。

2022年1月1日から施行されるMFJ ロードレースレーシングスーツ公認に関する規則（以下「2022規格」）は、2022年から2026年の5年間を公認規則の適用期間とする。

第3条 公認の申請資格

1. 申請者は、レーシングスーツの製造会社および輸入総代理店の代表者とする。
2. 申請者および公認マークの購入者は、当該年度のMFJ 贊助会員でなければならない。
MFJ 贊助会員（年度会員：4月1日～翌年3月31日まで 会費：一口100,000円）

※初めて公認申請を希望する場合は、新規申請者の登録に伴い、「新規申請者登録書」の他、以下の書類を提出し、競技用装備部会にて認められた場合、公認申請の資格が与えられる。

- 1) 輸入代理店契約書：海外の製造メーカーから、日本での販売について総代理店として契約を証明する書類。
- 2) 総代理店で無い場合は、日本国内で他の会社が総代理店契約をしていない事を証明するもの。
- 3) 法人の登記証明書および事業案内。
- 4) 国内業務委託先との契約書：申請者以外が販売を委託する場合。

第4条 レーシングスーツの公認申請

1. 公認申請

- 1) 公認申請とはMFJ公認製品としての登録を、1型式・品番ごと申請を行うことをいう。
※オーダー製品も型式（基本パターン）ごとに申請しなければならない。

●既に公認されたレーシングスーツに以下の追加・変更がある場合は別途公認申請しなければならない。

- ① 型式・品番の追加変更。
② デザインの追加変更。
③ 諸元（形状・素材・保護部分の位置・縫製パターンおよび方法）の追加や変更。

2) 申請方法

- ・公認申請には次の書類と提出物を毎月20日（必着）の締切日までにMFJ事務局に申請しなければならない。尚、12月のみ12月15日（必着）を締切日とする。
- ・締切日が土日祝日にあたる場合は、その前日までに到着するよう申請すること。
- ・素材試験が必要な場合は、試験用素材サンプルと共に、毎月10日（必着）までに申請すること。

① レーシングスーツ公認申請書 **様式-21①**

② 諸元表 **様式-21②**

③ 誓約書 **添付書類B**

④ 図C (地縫いチェック)

⑤ 写真 (前面・背面) MFJ ホームページ掲載用

⑥ デザイン画 (基本パターン図)

※デザイン画に写真を貼付し代用した場合でも、レーシングスーツの写真は別途提出すること。

⑦ 図D (プロテクション)

※レーシングスーツに装着されているプロテクションのCE規格の表示位置を示すこと。

⑧ 試験用素材サンプル

レーシングスーツに使用している素材と同一の皮革と繊維の素材サンプルをレーシングスーツと共に期日までに送付すること。

A) 皮革 30cm×30cm 3枚

B) 皮革以外の素材 50cm×50cm 3枚(A部位:皮革と同等強度を持つ)

C) 皮革以外の素材 50cm×50cm 1枚(B部位:皮革と同等強度でなくても良い。繊維素材)

※試験用素材サンプルは、第4条公認規格に示した基準を満たした成績証明書を添付することにより免除できる。

C)は素材製造会社からの強度(引張・引裂)の証明書類を添付することによりサンプルを提出することを免除できる。

※既に公認となったモデルと同一素材を使用している場合は、次回申請時の素材試験は免除される。但し、皮革試験は初回申請から5年経過している場合は再度必要とする。

⑨ パット類サンプル 一式

(すでにレーシングスーツに取り付けられている場合は、別途提出の必要はない。)

⑩ レーシングスーツ現物 1着 (審査後返却)

2. 再申請

1) 再申請とは、既に公認されているレーシングスーツが2022規格を満たしており、2022規格MFJ公認マークの貼付を希望する場合に行う。

2) 申請方法

- 再申請には次の書類と提出物を毎月20日(必着)の締切日までにMFJ事務局に申請しなければならない。尚、12月のみ12月15日(必着)を締切日とする。
- 締切日が土日祝日にあたる場合は、その前日までに到着するよう申請すること。
- 素材試験が必要な場合は、試験用素材サンプルと共に、毎月10日(必着)までに申請すること。

① MFJ公認レーシングスーツ再申請書 **様式-21③**

② 図D (プロテクション)

※レーシングスーツに装着されているプロテクションのCE規格の表示位置を示すこと。

③ 写真 (前面・背面)

④ 皮革サンプル素材 30cm×30cm 3枚

※皮革試験は、初回公認発効日から5年経過した場合のみ、再度皮革試験を必要とする。

3) 再申請期限

再申請の申請期限は、規格が改定された年度の1年間とする。

第5条 公認規格（2022 規格）

1. ロードレス用レーシングスーツの公認規格は以下のとおりとする。

1) 素材

① レーシングスーツの素材は皮革製で、以下に記す JIS 規格の基準値を満たしたものとする。

引用規格	基準		※1kgf=9.80665 N (ニュートン) 摩耗強度 JIS L1096 摩耗布 A-P50/摩耗荷重 3.5 ポンド
	引張切断荷重 JIS K6557-2	引裂荷重 JIS K6557-3	
皮革素材	10kgf 以上 (98N)	5.0kgf 以上 (49N)	500回以上

② 運動性能、通気性等を考慮し以下部位については皮革以外の素材が認められる。

・ A 部位（皮革と同等の素材）

A) 胸部から（腹側部を除く）下腹部まで。但し脇下より両腰部分までの側部は除く。

B) 後衿部分・バンプ

・ B 部位（伸縮性のある繊維素材）

A) 袖内側脇部分から手首まで（但し最大腕廻りの 50% を超えないこと）

B) 膝裏面からふくらはぎ部分まで（但し最大全周の 50% を超えないこと）

C) 内股部分から両脚内側膝部分まで（但し最大全周の 50% を超えないこと）

D) 前部膝バンクセンサー取り付け部分から下部分

E) 後衿下部

※図 A 参照：レーシングスーツ皮革使用範囲規定

③ A 部位の素材と性能

皮革以外の素材を使用する場合は、以下に記す基準値を満たし、競技用装備部会が認めた場合、皮革と同等の強度を持つ素材として認められる。

引用規格	基準		※1kgf=9.80665 N (ニュートン) 摩耗強度 JIS L1096 摩耗布 A-P50/摩耗荷重 3.5 ポンド
	引張切断荷重 JIS K6557-2	引裂荷重 JIS K6557-3	
皮革以外の素材	10kgf 以上 (98N)	5.0kgf 以上 (49N)	500回以上

④ パンチング加工

A) B 部位以外にパンチング加工を施した素材を使用する場合、穴と穴の外周間隔 10mm 以上または穴の直径 5 mm 以下でなければならない。パンチング加工が不可な箇所にはポンチ穴加工が認められる。いずれの場合も前項の基準を満たさなければならない。

B) パンチング加工が禁止される部位

背部：首元から臀部の中心線から左右 70mm （トータル 140mm）

※上記部位にパンチングレザーが掛かる場合、該当する部分に補強措置をすることにより認められる。

※図 B 参照：パンチングレザー使用範囲規定

⑤ B 部位の素材と性能

皮革と同等でない素材を使用する場合は、運動機能を重視し安全を考慮し開発された難燃性素材で、以下に記す基準値を満たし、競技用装備部会が認めた場合、認定素材として認められる。

引用規格	基準		※1kgf=9.80665 N (ニュートン)
	引張切断荷重 JIS K6557-2	引裂荷重 JIS K6557-3	
皮革以外の繊維素材	10kgf 以上 (98N)	5.0kgf 以上 (49N)	

2) 仕様

① 腰は、皮革を最低2枚重ねにするか、厚さが最低8mm、またはそれと同等以上の性能を持つ緩衝材にて保護されていなくてはならない。厚さ8mmの緩衝材の性能の目安は、200G以上の衝撃加速度を生じないものとする。

肩・肘・膝の3カ所には、以下「⑦プロテクション」に記されている規定のプロテクションが装着されていなければならない。原則としてプロテクションはレーシングスーツ内部に取り付けられているものとし、レーシングスーツ外部に取り付けられているものについては別途審査を必要とする。(膝部バンクセンサーを除く)

② レーシングスーツに加工や突起物(スライダー等)を施す場合は、本来の皮革の強度・性能を損なわない範囲、ライダーの安全性を考慮した上での仕様とする。なお、その仕様によっては別途審査を行い、安全の観点から疑義が生じた場合は、変更が指示され、改善されない場合公認は認められない。

③ 背部にバンプを施す場合、皮革または皮革と同等の素材(A部位)を使用し、切開し内容物を取り出せる構造とする。(レスキュー時に担架に乗せる際に頸の負荷を軽減するため)

④ 裏地を付けることは必須条件ではないが、付ける場合に裏地は難燃性のものが望ましい。

⑤ 縫製方法

転倒時に接地する可能性の高い部位の縫製は縫い目が摩耗により破断することを防止するため地縫い、もしくは補強+ステッチ(縫い開きの場合)にしなければならない。

※図C参照：地縫いを必要とする範囲規定を図Cに示す。(地縫い該当箇所を示し提出すること。)

⑥ セパレートタイプ(ツーピース)のレーシングスーツを公認申請する場合は、下記仕様に留意すること。

・ツーピースの上部(上着)および下部(パンツ)は、ファスナー(5番以上)によって取り付けられているものとする。(上下部が繋がっていない吊りタイプのパンツは不可)

・上部および下部の取り付け箇所は、ファスナーが表に露出しないよう上部の裾によって被せ覆われているもので、その裾は、捲れにくいよう5cm程度の長さを必要とする。

また、下部のファスナー取り付け箇所は、皮革または厚手のナイロン等の素材によって、ファスナーが身体に直接当たらないように保護されているものとする。その箇所の長さは5cm程度を必要とする。

⑦ プロテクション

レーシングスーツに装着されているプロテクションは、以下のCE規格適合品でなければならない。製品自体にCE規格の表記がない場合は、CE規格の取得を証明するものを提出すること

プロテクション 部位	CE 規格番号 (レベル)
肩・肘・膝プロテクション	EN1621-1 (Level 1・2)

2. スーパーモト用レーシングスーツの公認規格は下記の通りとする。

- 1) 適用規格は「ロードレース用レーシングスーツの公認規格」とする。
- 2) スーパーモト用レーシングスーツに限り、A部位(胸部から腹側部を除く下腹部まで)は、運動性能を重視し、ライダーの安全性を考慮した上での素材を使用することが出来る。
- 3) 素材試験結果に基づき、当該製品の仕様と併せて競技用装備部会にて審査される。
- 4) 公認されたレーシングスーツは、「スーパーモト用MFJ公認マーク」を貼付しなければならない。

第6条 公認の審査

1. 公認審査

- ・公認審査はMFJ競技用装備部会が行い、決定の権限を持つ。審査は毎月第4火曜日を基準とする。
- ・公認制度の目的である経済性・安全性に著しく逸脱すると判断される場合、認められない。
- ・MFJ競技用装備部会は公認に関する例外措置の決定権を有する。

2. 公認発効

- ・公認された場合の公認発効は、審査日の翌日からとする。

第7条 公認申請の料金

レーシングスーツの公認申請料金は下記の通りとし、公認申請時にMFJに納入しなければならない。尚、レーシングスーツを返却する際の送料は着払いとする。

1. 公認申請料 1型式 15,000円（税込16,500円）
2. 素材試験料（移動交通費、試験結果通信料を含む）
 - 1) 皮革素材強度試験料 1回 10,000円（税込11,000円）
 - 2) 繊維素材強度試験料 1回 10,000円（税込11,000円）

※上記料金に別途試験料が加算される場合がある。
3. 再申請料 1型式 5,000円（税込5,500円）

第8条 MFJ公認マークについて

1. 公認されたレーシングスーツは、公認マークを下記の部分に貼付しなければならない。
胸部ファスナー折り返し（前立て）部分
2. MFJ公認マーク料金（縫い付けタイプ）
MFJ公認マーク料金は、MFJが定めた期日までに納入しなければならない。
 - 1) ロードレース用公認マーク 1セット 3,000円（税込3,300円）（単価1枚300円（税込330円））
※ロードレース用公認マークの販売ロットは1セット(10枚)単位とし、単数(1枚)販売は行わない。
 - 2) スーパーモト用公認マーク 1枚 300円（税込330円）
3. MFJ公認マークは、非公認のレーシングスーツに貼付してはならない。また、他の者および他の会社への転売は厳禁とする。
4. 公認を取り消された場合、すみやかにMFJ公認マークの購入を中止し、所有または支配できる当該レーシングスーツからMFJ公認マークを取り除かなければならない。
5. レーシングスーツ左胸内側または前立て部分に、氏名・血液型を明記する箇所を設けなければならない。（国内競技規則書「付則4 ロードレース競技規則 10ライダーの装備」参照）

第9条 公認の取り消し

公認申請にあたり提出した誓約書の誓約事項に違反した場合は、公認が取り消される。

注釈 レザーと同等の材質

材料の下記の特長に関しては、最低 1.5 mmの厚さの牛皮革（レザ一切片でない）同等以上のものでなければならない。

- 1) 耐火性
- 2) 耐摩耗性
- 3) すべてのタイプのアスファルトに対する磨耗係数
- 4) 吸汗性
- 5) 薬品テスト非毒性、非アレルギー性
- 6) 溶けない材質の纖維

■ レーシングスーツ現物について

審査にてレーシングスーツ自体の確認が必要となった場合、解体し検査する場合がある。

■ MFJ公認ロードレース競技会には、2021年1月より CE規格適合であるプロテクションの装備が義務付けとなりました。

プロテクション 部位	CE規格番号(レベル)	施行日
肩・肘・膝プロテクション	EN1621-1 (Level 1・2)	2022年1月1日
脊柱プロテクション(脊髄パッド)	EN1621-2 (Level 1・2)	2021年1月1日
胸部プロテクション(チェストガード)	EN1621-3 (Level 1・2)	2021年1月1日

※MFJ公認マークについて

- ①公認マークは5年ごとに変更し、その期間(5年間)は該当マークのみMFJより販売する。
- ②当該レーシングスーツの公認期間(10年)内は公認マーク購入時期に設定されたマークを貼付し販売することが出来る。

■旧公認規格

旧公認規格(マーク) 製品の使用許可期限：2026年12月31日まで



■2017年規格

販売期間	5年	2017年1月1日～2021年12月31日	 MFJ Motocross Federation of Japan STANDARD A152113
貼付製品の販売期間	10年	2017年1月1日～2026年12月31日	
貼付製品の使用期間	15年	2017年1月1日～2031年12月31日	

■2022年規格

販売期間	5年	2022年1月1日～2026年12月31日	 MFJ Homologated Racing Suit STANDARD B000001
貼付製品の販売期間	10年	2022年1月1日～2031年12月31日	
貼付製品の使用期間	15年	2022年1月1日～2036年12月31日	

附 則

本規則は、令和4年（2022年）02月22日から施行する。

なお、本規則は5年ごとに改定される。

（2026年に本規則の見直しを行う）

＜規則制定・改定履歴＞

平成元（1986）年11月16日制定	平成17（2005）年11月16日改訂	平成18（2006）年01月01日改訂
平成19（2007）年04月01日改訂	平成19（2007）年12月01日改訂	平成26（2014）年04月01日改訂
平成27（2015）年05月13日改訂	平成27（2015）年07月15日改訂	平成28（2016）年04月01日改訂
平成28（2016）年11月29日改定	平成29（2017）年10月05日改訂	平成30（2018）年04月01日改訂
令和02（2020）年02月19日改訂	令和04（2022）年01月01日改定	令和04（2022）年02月22日改定